

告 示

埼玉県告示第九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ロイヤルプロ草加谷塚

埼玉県草加市谷塚上町四百七十八―一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 交通安全対策について

ア 道路への車両の出入口付近については図面のとおり、敷地内に「止まれ」・停止線等の標示を設けるとともに、植栽や塀を低くするなど見通しを確保するよう努めてください。

イ 敷地内及び出入車両の交通安全確保に努め、誘導員を配置する等の対策を行ってください。

ウ 荷さばき車両の出库について、道路に対し直角に一時停止することを利用者周知してください。

エ 区域南方にある市道三〇五六八号線は、スクールゾーン時間帯の交通規制がありますので注意してください。

(2) 駐輪対策について

ア 草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例に基づき、店舗面積二十平方メートルにつき一台以上の駐輪場を確保してください。

イ 平置きの場合は一台当たり一平方メートルとし、ラック式・屋根式等の場合は図面を添付してください。平置きの場合は、必要収容台数の根拠として駐輪場の平米数・寸法を土地利用計画図に記載してください。

(3) 早朝、夜間については、騒音防止に努めてください。特にトラックの搬出入、荷さばきを行う際は丁寧な作業を心掛けてください。

(4) 埼玉県生活環境保全条例第四十一条に基づき、駐車場に看板等でアイドリングストップを周知してください。（看板等の設置義務あり）

(5) 店舗の営業に当たっては、埼玉県生活環境保全条例、草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例に基づく騒音、振動等に係る規制基準を遵守して

ください。

(6) 空調機の室外機等を設置する際には、近隣からの騒音の苦情が出ないように、設置位置や排気口の向きに配慮してください。

二 縦覧期間

令和四年二月八日から令和四年三月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県東部地域振興センター